

告 示

埼玉県告示第八十六号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号。以下「令」という。）第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項から第三項までの規定による事項について、次の方法により公衆の閲覧に供するので、令第五条第三項（令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和七年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 令第五条第一項及び第五項の規定による発注見通しに関する事項の公表並びに令第七条第一項から第三項までの規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項（同条第一項第三号に掲げる事項を除く。）の公表は、入札情報公開システム（<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF0005howAction>）に掲載する方法により行うものとする。
- 二 令第七条第一項第三号に掲げる事項の公表は、埼玉県入札課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）に掲載する方法により行うものとする。